

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

社会福祉法人 遊歩

1. 実施年月日 平成30年1月15日(月)

2. 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回文書指摘事項
Ⅲ-3 (2) 規程・体制	<p>貴法人経理規程第23条において、日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後5日以内に金融機関に預け入れなければならない旨が定められている。しかし、現金の扱いについて以下のとおり不適切な点が見受けられた。</p> <p>○放課後等デイサービス(児童すこやかかわれもこう)サービス区分において、利用者からおやつ代、日用品費、教材費を徴収し、当該金銭を金融機関に預け入れることなく長期に渡り法人で保管し、おやつや日用品の購入に充てている事例が見受けられた。については、経理規程を遵守し、収入のあった金銭を直接支出に充てることは避け、おやつ等常用雑費の支出については小口現金を使用すること。</p> <p>○上記指摘事項に付随して、他のサービス区分においても利用者から徴収した金銭を収入後5日以上保有している事例が見受けられた。金銭を長期間に渡り保有することはリスク管理の観点から好ましくないため、金銭収入後は所定の期間内に金融機関に預け入れること。</p> <p>○利用者から徴収した金銭について、Excelの表で出納管理しているとのことであるが、当該表について経理規程に定められていない。については、補助簿として現金出納簿を規定し、出納管理することが望ましい。なお、経理規程第11条(2)オに規定されている現金出納簿は、実質的には小口現金出納簿にあたるものであることを申し添える。</p> <p>根拠法令等 経理規程第23条</p>	
Ⅲ-3 (5) 決算及び計算関係書類	<p>平成28年度計算書類及びその附属明細書について、不整合な点が散見された。</p> <p>社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人のガバナンス強化が求められているところであるが、中でも計算書類をはじめとした経営情報を公表することは法人運営の透明性を向上させるうえで重要な役割を果たすものである。しかし、現在公表されている計算書類は貴法人の経営状況を正確に表したものとは言い難い。</p> <p>については、内部のチェック体制を強化する等、財務会計に関する事務処理体制の向上を図ること。あわせて、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人といった外部の財務会計に関する専門家の支援を受けることが望ましい。</p> <p>根拠法令 社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日付厚生労働省令第79号。以下「会計基準省令」という)第2条</p> <p>参考資料 会計監査及び専門家による支援等について(平成29年4月27日付社援基発0427第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)</p>	

※文書指摘事項については、別記様式による是正改善状況の報告が必要です。